

○国土交通省令第 号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の三第四項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十二メートル」の下に「（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、十三メートル）」を加える。

第四条の表の二の号中「セミトレーラ」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

三	セミトレーラのうち告示で定めるもの
---	-------------------

三十六
-----

第四条の二第一項中「十トンをこえて」を「十トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあつ

ては、十一・五トン)を超えて」に改め、同条第三項中「五トン」の下に「(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、五・七五トン)」を加える。

(車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正)

第二条 車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号イの表中「自動車の運搬用のセミトレーラ連結車」の下に「(口及びニにおいて「バン型等のセミトレーラ連結車」という。)」を、「自動車の運搬用の車両」の下に「であるもの」を加え、同号口中「国際海上コンテナ運送」を「バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送」に、「第五十五条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けたもの」を「第四条の二第一項の規定による告示で定めるもの」に改め、同号二中「国際海上コンテナ運送」を「バン型等のセミトレーラ連結車、あおり型のセミトレーラ連結車、スタンション型のセミトレーラ連結車、船底型のセミトレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送」に改め、同条第四号口中「十七メートル」の下に「(被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル)」を加える。

附 則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。